

# 富良野市企業振興促進条例適用審査委員会議案

日 時 令和元年10月1日（火）午後2時  
場 所 富良野市役所 議会説明員控室

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 案 件

富良野市企業振興促進条例及び施行規則の改正について

4. その他

5. 閉 会

【メモ】

# 富良野市企業振興促進条例及び施行規則の改正の考え方について

R1.10.1 企業振興条例適用審査委員会資料

## 1. 前回の条例改正の経過

富良野市企業振興促進条例は、平成 18 年度に市外からの企業立地を主体とした考えから、市内の既存企業に対する支援を併せ持った考え方へ転換し、その目的を「企業立地の促進」から「産業振興の促進」へと改めて、条例改正を行ってきている。

その際に、中小零細企業も補助対象となるよう補助対象要件を緩和し、その影響を考慮して補助金内容の変更をしてきている。

(平成 18 年度 主な条例改正内容)

項目	旧	現行	備考
目的の整理 (第 1 条)	・ 企業立地の促進	・ 産業振興を促進	
用語の定義 (第 2 条)	・ 企業	・ 工場等	企業は組織全般を意味する為
補助対象要件の緩和 (第 3 条)	・ 固定資産評価額 3 千万円以上 ・ 新規雇用者数 5 人以上 (うち市民 3 人以上)	・ 固定資産評価額 2 千万円以上 ・ 新規雇用者数 3 人以上 (うち市民 2 人以上)	
補助金内容の変更 (第 4 条)	① 固定資産税等補助 ・ 新設 全額を 3 年間補助 ・ 増設 全額を 3 年間補助 ② 雇用増への補助 3 年間	① 固定資産税等補助 ・ 新設 1/2 を 6 年間補助 ・ 増設 1/2 を 3 年間補助 ② 雇用増への補助 1 年間	補助対象要件の緩和により、対象企業の増加が見込まれることから、補助金額の見直し
その他 (第 7 条)		・ 「市税を滞納したとき」を取消し要件に追加	

条例改正に伴い、施行規則についても、指定申請の提出時期を緩和、新たに雇用された従業員の定義、補助金の減額項目の追加、審査委員会の構成委員の変更などを事務的事項の改正を行ってきている。

(平成 18 年度 主な施行規則改正内容)

項 目	旧	現行	備考
認定申請時期 (第 3 条)	・建築確認申請等以前	・工事に着手する前日	
指定通知期限 (第 4 条)	・申請書提出から 1 ヶ月以内に結果通知	・通知期限の記載なし	申請毎の審査が難しい為
新たに雇用された従業員の定義 (第 5 条)	・規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設・増設により増加した従業員とし、申請書を提出した日から事業開始した月までに雇用されたもの</li> <li>・労働基準法第 107 条の規定による労働者名簿に記載されるもの</li> <li>・同一企業内の市内配置換えや市内企業への出向者・派遣者、代表権を持つ役員は対象外</li> <li>・雇用保険法第 9 条第 1 項の確認を受けたもの</li> </ul>	
補助金の減額 (第 8 条)		・「富良野市のほかの補助金、交付金、補償費及び補給費を受けている場合」の追加	
市の援助・協力 (第 11 条)		・「電力の確保、交通・通信施設の整備の項目」の削除	市が直接援助する項目でない
審査委員会 (第 13 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者 3 人</li> <li>・市職員 4 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者 2 人</li> <li>・公募委員 1 人</li> <li>・市職員 2 人以内</li> </ul>	構成員の変更

## 2. 全国的な企業立地の動向について

(日本立地センター：新規事業所立地計画に関する動向調査、

経済産業省による工場立地動向調査より)

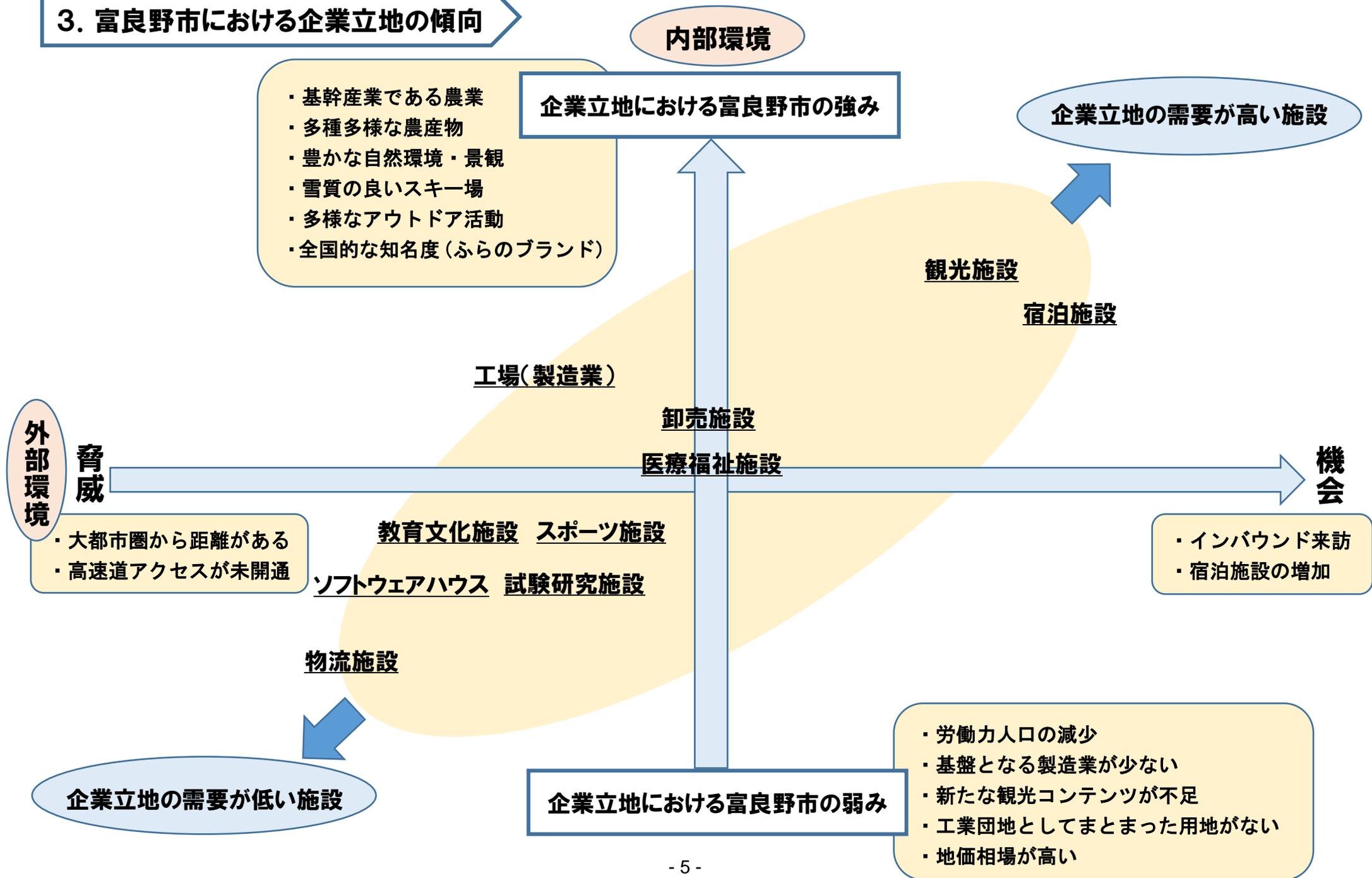
### ●国内の企業立地と設備投資の現状

- ・工場の立地件数は、リーマンショック（2007年）以降1,000件／年前後で停滞。
- ・リーマンショックを境にかつての牽引役であった製造業が後退
- ・設備投資の動機 ⇒ **立地に直結しない「維持・補修」が最多。**
- ・新規立地計画 ⇒ 物流業が製造業よりも一段高い割合で推移。
- ・国内事業活動の課題
  - ⇒ 製造業・物流業とも **「人材確保・育成」**「従業員の高齢化」  
など人材関連項目の割合が高い
- ・自治体に求める立地条件の強化策
  - ⇒ **「人材確保・育成」が50%超**、「税制・補助金優遇策」「地域間交通アクセスの向上」が続く
- ・都道府県別の立地件数
  - 北海道 2018年22件（18位）
  - 過去10年間241件（14位）
    - うち工業団地内127件（52.7%）、工業団地外114件（47.3%）
- ・本社所在地別の立地件数
  - 北海道 域内企業197件（76.0%） 域外企業62件（24.0%）

### ●最近の企業立地動向

- ・製造業では、「食料品」、「金属製品」、「生産用機械」、「輸出用機械」が突出し、かつ増加傾向。
- ・北海道は、「食料品」（41%）、「金属製品」（12%）、「生産用機械」（6%）、「輸送用機械」（4%）と食料品への偏りが大きい。
- ・立地地点の選定理由
  - 「本社・自社工場への近接性」が最優先**。「地価」、「工業団地」も副次的に重要視。
  - 「国・地方自治体の助成」は「人材・労働力の確保」と同水準。
  - 食料品の「原材料の入手の便」に特徴有り
- ・物流業は、三大都市圏への立地意向が高く、立地選定の際に重視する条件は、「交通条件」、「用地価格」が突出。

### 3. 富良野市における企業立地の傾向



## 平成 18 年度以降の企業振興促進条例による補助実績

現行の条例における施設区分は以下のとおりであり、過去の補助実績を示す。

施設区分	H18 年以降の実績	備 考	
工場	0 件		
指定施設	先端技術を応用した製品の開発のための試験研究施設	0 件	
	ソフトウェアハウス (他人の需要に応じて電子計算機のプログラムの作成を行う施設)	0 件	
	医療福祉施設	3 件	病院 2 件、介護施設 1 件
	スポーツ施設	0 件	
	教育文化施設	0 件	
	宿泊施設	0 件	
	観光施設	4 件	菓子や土産等の観光物販施設 3 件 温浴施設 1 件
	卸売施設	1 件	卸売業の貯蔵施設 1 件
物流施設	0 件		

H18 年以降、条例適用した実績は 8 件あり、うち 2 件が市外からの企業進出、6 件は市内の既存企業への適用となっている。

これまでの実績として観光施設が多いが、過去の事例として、ガラス製品製造業の小売店舗、ホテルの温浴施設、食料品製造業の小売及び飲食店舗の新設を観光施設として位置づけて、支援を行ってきている。

医療福祉施設は、病院 2 件、介護施設 1 件でいずれも増設である。

## 4. 条例改正の方向性

### 1. 法令による固定資産税の特例措置(課税免除)

① 過疎地域に係る固定資産税の特例（税務課）

- 平成 26 年度から市内全域において、「過疎地域自立促進特別措置法」及び「富良野市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例」に基づく、3 年度分の固定資産税の課税免除措置が規定されている（資料参照）。

（対象とする事業者）

製造業、農林水産物等販売業、旅館業

（補助要件）

新たに取得した家屋・附属設備・構築物・償却資産の価格合計 2,700 万円以上、  
雇用要件なし

（免除期間）

3 年間

（留意事項）

課税免除分は地方交付税による減収補填措置がある。

適用期間：平成 31 年 4 月～令和 3 年 3 月

（以降 2 年毎に人口要件等により見直し）

（課税免除実績）

旅館業 6 件 約 3,900 千円課税免除

※道の過疎法による不動産取得税免除（道税）も適用有り

- 近年、市内北の峰地区を中心に宿泊業の開業が相次いでおり、コンドミニアムタイプ（リビング・キッチン付き、基本的に自炊の為食事なし）が多く、新たなスタッフを採用せずに開業するケースが多い。また、外国資本で建設されたホテルは、建設した所有者とホテルを運営する管理者が別々の場合が多い。

- これらの事業者は、企業振興促進条例による補助指定申請をするも新規採用ができなかったり、施設を建設する所有者とホテルを運営する管理者が同一でない為、補助指定申請できないケースがある。その場合、過疎法による固定資産税免除の申請を行い、道の不動産取得税免除とあわせて税額の免除を受けている場合が多い。



今後も過疎法が適用される間は、旅館業を中心に新規雇用を伴わない事業者からの申請は、過疎法による課税特例措置を適用する事例が多くなると思われる。

② 地域未来投資促進法に基づく固定資産税の特例措置（商工観光課）

- 平成 30 年度から地域未来投資促進法により市の基本計画に基づく固定資産税の課税免除措置が規定されている。

（対象とする分野）

農林水産分野、食料品製造関連分野、飲食料品卸売・小売業関連分野  
ものづくり産業関連分野、観光関連分野

（補助要件）

道より地域経済牽引事業計画の承認、国より先進性を有する確認  
雇用要件なし

（免除期間）

3 年間

（留意事項）

課税免除分は地方交付税による減収補填措置がある。

適用期間：平成 30 年 4 月～令和 4 年 3 月

（課税免除実績）

なし

**全国的な企業の人手不足から、新規雇用が難しいケースも見られるが、現状では、新規雇用を伴わない場合でも、他の法令の措置により事業者支援が可能であることから、**

**企業振興促進条例に基づく補助要件は、条例の目的である「雇用機会の拡大を図る」ため、これまでどおり投資と新規雇用を一体として考える。**

## 2. 対象となる施設区分の見直しについて

- 前回の平成 18 年度の改正により、中小零細企業に対する補助へシフトしたが、現状、企業立地が停滞する中で、本市の特性を生かすとともに、これまでの実績や企業立地の傾向を鑑み、施設区分の見直しを図る。
- 補助実績として観光施設が多いが、これまで施設の適用基準が設けられていなかったことから、今後も観光施設が立地する際に、条例適用の判断がしやすいよう改正する必要がある。
- 宿泊施設においては、宿泊する場所を多人数で共用する簡易宿所や民泊施設など最近、建設が多くなっている施設への対応のあり方や企業立地の対象として現状に適合しない施設区分は見直しが必要である。
- 償却資産については、現行の規定では備品関係も含むこととなっており、汎用性が高いものや、補助目的に照らし合わせて判断が困難であるものも含まれることから、補助対象を土地、建物及び付属設備に限定する。

### 条例改正の方向性

- ① 対象を「施設」から「業種」へ改め適用基準を明確にし、さらに「事業所」と定義することで補助対象を拡充する。

	対象施設の定義	補助対象となる建物	対象業種
改正前	工場	工場	製造業
改正後	事業所	工場、事務所、店舗、倉庫、福利厚生施設、その他その業種の事業の用に供すると認められる施設	製造業、情報通信業、倉庫業・物流付帯サービス業、卸売業、学術・開発研究機関、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業

事業所の具体的な業種は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に  
る対象業種を別途規則で定める。

② 指定施設は、企業立地需要の高い「観光施設」として定義し、具体的な適用範囲を別途規則で規定する。

	対象施設の定義	補助対象	対象施設
改正前	指定施設	試験研究施設、ソフトウェアハウス、医療福祉施設、スポーツ施設、教育部文化施設、宿泊施設、観光施設、卸売施設及び物流施設	—
改正後	観光施設	観光施設	遊園地及び遊戯施設、テーマパーク、ロケセット施設、動物園、水族館、植物園、美術館、博物館、資料館、スキー場、ゴルフ場、アイススケート場、温泉施設、展望施設、庭園施設、体験施設、その他市長が特に認める施設等

## 改正案

### (現行) 条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工場等 次に掲げる工場及び指定施設をいう。

ア 工場 物の製造又は加工を行うため、直接使用する土地、建物及び附属設備のうち所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1項第1号から第7号までに規定する減価償却を含めた施設をいう。

イ 指定施設 先端技術を応用した製品の開発のための試験研究施設、ソフトウェアハウス（他人の需要に応じて電子計算機のプログラムの作成を行う施設）、医療福祉施設、スポーツ施設、教育文化施設、宿泊施設、観光施設、卸売施設及び物流施設に直接使用する土地、建物及び附属設備のうち所得税法施行令第6条第1項第1号から第7号までに規定する減価償却費を含めた施設をいう。

## (改正後)

### 条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **事業所等** 次に掲げる事業所及び観光施設をいう。
  - ア **事業所** 規則に定める業種に属する事業の用に供すると認められる土地、建物及びその附属設備をいう。
  - イ **観光施設** 規則に定める施設であって、その事業の用に供すると認められる土地、建物及びその附属設備をいう。

### 施行規則

(条例第2条第1項アの規則に定める業種)

第5条 条例第2条第1項アに規定する業種は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に掲げる産業のうち別表1に定めるものとする。

(条例第2条第1項イの規則に定める施設)

第6条 条例第2条第1項第2号に規定する施設は、次に掲げる施設をいう。

- (1) **遊園地及び遊戯施設**
- (2) **テーマパーク**（特定の国の文化や時代、物語、映画などのテーマをベースに全体が演出された施設をいう。）
- (3) **ロケセット施設**（映画、テレビドラマ等の撮影で使用された施設を観覧できる施設をいう。）
- (4) **動物園**
- (5) **水族館**
- (6) **植物園**
- (7) **美術館**
- (8) **博物館**
- (9) **資料館**
- (10) **スキー場**
- (11) **ゴルフ場**
- (12) **アイススケート場**
- (13) **温泉施設**
- (14) **展望施設**（風景・景色を眺めることを目的として造られた建造物をいう。）
- (15) **庭園施設**（花き等が植栽された庭園や整備された庭園を観覧できる施設をいう。）
- (16) **体験施設**（農産物の収穫体験、牛馬への餌やり体験、乳製品の加工体験など観光要素のある体験施設をいう。）
- (17) **その他市長が特に認める施設**
- (18) **前各号のいずれかに該当する施設とともに一体的に利用される複合施設を構成する施設のうち、次に掲げる施設**
  - ア 宿泊施設
  - イ 小売施設
  - ウ 飲食施設

**別表1 施設から業種への切り替え案**

現行（施設区分）	改正後（対象業種）	備考
<p>工場 （物の製造又は加工を行うため、直接使用する土地、建物及び附属設備）</p>	<p>09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 （たばこ製造業を除く） 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業</p>	<p>製造業として適用</p>
<p>ソフトウェアハウス （他人の需要に応じて電子計算機のプログラムの作成を行う施設）</p>	<p>39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業</p>	<p>情報通信業として適用</p>
<p>物流施設</p>	<p>47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業</p>	<p>倉庫業等として適用</p>
<p>卸売施設</p>	<p>50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業</p>	<p>卸売業として適用</p>

	55 その他の卸売業	
試験研究機関 (先端技術を応用した製品の開発)	71 学術・開発研究機関	学術・開発研究機関として適用
宿泊施設	75 宿泊業のうち 751 旅館、ホテル	簡易宿所や下宿等は除く
観光施設	別に規則に定める施設を対象とする	これまで実績があり、観光振興に寄与する施設を対象とする(別途掲載)
医療福祉施設	83 医療業 85 社会保険・社会福祉・介護事業	これまで実績があり市民生活に関わりが深いものとして適用
スポーツ施設	観光施設に統合	適用例：スキー場、ゴルフ場、アイススケート場
教育文化施設	観光施設に統合	適用例：動物園、水族館、植物園、美術館、博物館、資料館

【改正後】 富良野市企業振興促進条例の補助対象とする対象業種・施設の考え方（案）

No.	対象業種・施設	市内事業所数	市内従業員数	企業立地の方向性	設備投資イメージ
1	製造業	43	485	<p>製造業はものづくりの産業基盤であり、市内では製造業の中でも特に食料品製造業の事業者数・従業員数の割合が多く、豊富な農産物など地域資源を有効活用や卸売・小売業への波及効果が高いことから、市内の既存製造業の設備投資を後押しする必要がある。</p> <p>また、食に関連した企業立地の需要は今後も高く推移するものとされており、企業立地ニーズの面からの対象とする。</p>	工場、事務所兼工場、製品庫、直売店など
2	情報通信業	2	6	<p>今後の国によるAIやIoTなど情報通信サービス業の各種支援が続くものと想定され、北海道の冷涼な気候に適するデータセンターの立地や都市部のIT関連企業のテレワーク業務による地方進出等を想定して対象とする。</p>	データセンターなど
3	倉庫業・物流付帯サービス業	1	25	<p>現在、富良野圏域では高規格道路が建設中であり、将来的な道路延伸により旭川空港や新千歳空港へのアクセスが向上し、インターチェンジ付近への物流拠点が必要になることを想定して対象とする。</p>	冷蔵・冷凍倉庫、物流ターミナルなど
4	卸売業	49	263	<p>基幹産業である農業により、農産物の卸売が全国・全道と比較して集積しており、その販売先は札幌・旭川・帯広・苫小牧・北見など道内主要都市への出荷のほか、首都圏、名古屋圏、関西圏、九州圏に販売先を持っている。卸売業が生み出す付加価値額も高く、市内経済の中核となる業種であることから対象とする。</p>	製品貯蔵庫、冷蔵・冷凍庫など

（市内事業所数・市内従業員数は平成28年経済センサスより引用）

No.	対象業種・施設	市内事業所数	市内従業員数	企業立地の方向性	設備投資イメージ
5	学術・研究開発 機関	—	—	本市は、リサイクル事業の先進地であり固形燃料等の製造施設を抱えており、専門機関と連携してその運用にあたってきており、ほかにも東大演習林、小水力発電などの豊かな自然環境のもとで地域資源を活用した学術研究に関わるものなど今後想定されることから対象とする。	研究施設など
6	宿泊業	50	567	基幹産業である観光を支える基盤となる業種であり、インバウンド、国内観光客の長期滞在化や通年型観光の推進により、今後の一定程度の需要が続くものと見込まれることから対象とする。	ホテル、旅館など
7	医療業、社会保険・ 社会福祉・介護事業	1	25	地域医療を支える観点や高齢化する住民の介護ニーズなど市民生活と非常に関わりが深い業種であることから対象とする。	病院、診療所、特別養護老人ホーム、訪問介護事業施設など
8	観光施設	—	—	本市の企業立地の中で最も実績が多く、今後もインバウンドの来訪や宿泊施設の増加により地域のニーズも高まり、市としても新たな観光コンテンツを発信できる施設が必要であると判断し対象とする。	製品貯蔵庫、冷蔵・冷凍庫など

(市内事業所数・市内従業員数は平成 28 年経済センサスより引用)

### (条例の適用事例)

改正後は「工場」を「事業所」へ改め、「工場」だけではなく、**その業種と関連する施設であり、かつ同一敷地内を基本として一体的に利用する施設**について補助対象とする。

#### 【事業所の適用事例】

事例	規則に定める業種	認められる事例、認められない事例
ケース 1	食料品製造業	○農産加工品の製造ライン増設の 為の工場増築 ○製造商品をストックする大型冷 蔵倉庫の建設 ○事務所の新築 ○製造したお菓子の直売店を建設 ○工場に隣接する見学用資料館の 建設（観光施設）
ケース 2	宿泊業 (ホテル・旅館)	○ホテルに繋がるレストラン増設 ○ホテルの同一敷地内に浴場増築 ○ホテルに隣接した美術館の新築 (観光施設) ○従業員寮の建設 ×既存ホテルとは別の敷地にレス トラン新築 ⇒飲食業に該当
ケース 3	生産用機械器具製造業	○製造機械の収納庫の新築 ○事務所と工場を併設した建物 ○製造機械の展示販売場の建設
ケース 4	医療業	○新たな病床増設の為の施設増築 ○看護師宿舍の建設 ×隣接する薬局を別事業者が建設 ⇒小売業に該当

#### 【観光施設の適用事例】

- ・ 農業者が収穫体験と一体利用できるファームレストランを建設
- ・ 市内事業者がスキー場ターミナルを建設、リフト・ゴンドラを新設
- ・ ドラマロケ地の資料館の建設

### 3. 人材確保へ向けた雇用要件の緩和・補助金額の見直し

- 前回の条例改正 H18 年以降の雇用情勢

有効求人倍率 全 国 0.65 倍 (H23 年) ⇒ 1.61 倍 (H30 年) + 0.96 倍、  
富良野管内 0.55 倍 (H23 年) ⇒ 1.46 倍 (H30 年) + 0.91 倍

労働力人口 全 国 63,699 千人 (H22 年) ⇒ 61,523 千人 (H27 年)  
▲ 2,176 千人、3.4% 減  
富良野市内 12,852 人 (H22 年) ⇒ 12,277 人 (H27 年)  
▲ 575 人、4.5% 減

- 団塊世代の退職等で企業の求人数は増える一方、労働力人口の減少により、全国と同様に富良野市内企業の人手不足が深刻化している状況にある。今後も生産年齢人口の減少が見込まれ、この傾向は続くものと思われる。

- 本条例においては、これまで雇用機会の拡大を推進する為、投資とあわせて新規雇用を補助要件にしている。しかし、市内企業の中には設備投資をしても労働力の確保に苦慮しており、補助要件の指定期間内に採用できず、補助金交付申請できなかったケースも見られる。また、市内の学卒者や中途採用だけでは採用できず、市外から人材を確保して開業する事業者もいる。

- 市内では少子化により 18 歳以下の人口が年々減少し、富良野圏域の各学校の生徒数も伸びる見通しがなく、新規学卒者の地元就職者数も今後の減少が見込まれる。また、市内の中途採用においても求職者数が少なく、市内の人材だけで採用を賄うことが困難とされる。

- よって市内労働力人口を増加させるため、事業者にも市外からの積極的な人材確保を促すことを目的として、市外から人材を確保した事業者へ補助金額を増額する方向で考える。補助対象は基本的に本市に住民登録をしている者とする。

- 補助金額は、道内の他市事例

1 人当たり 20 万円 (6 件 伊達市、北見市、滝川市、三笠市、稚内市  
恵庭市)

24 万円 (1 件 富良野市)

30 万円 (8 件 旭川市 3 年間、名寄市、士別市、深川市、  
芦別市、美唄市、千歳市、室蘭市)

36万円（1件 砂川市）

50万円（2件 北広島市、赤平市）

上記を参考に企業へ人材確保を促す為、補助金額の見直しを行う。

- 補助金交付申請にあたっては、当該従業員の雇用証明、住民票をあわせて提出してもらい、雇用年月日、世帯の構成員、転入年月日を確認する。

## 条例改正の方向性

### ③ 新規雇用の採用期間を拡大する。

新規雇用に係る採用期間を**操業又は事業を開始した日の前後1年間**とする。

### ④ 市外からの転入者を新規雇用した場合に補助金額を増額する。

雇用年月日の前3カ月以内に転入した者を対象として、雇用への補助金額を通常24万円から**単身者30万円、家族を有する者36万円**に増額する。

## 改正案

### （現行）

#### 施行規則

（新たに雇用された従業員）

第5条 条例第4条第1項第9号に規定する常時雇用者とは次の各号の全てに該当するものをいう。

- （1） 第3条に基づく申請書を提出した日から、操業又は事業を開始した月までに新たに雇用された者のうち、その雇用が1年を超えて継続しているもの

### （改正後）

#### 施行規則

（新たに雇用された従業員）

第5条 条例第4条第1項第9号に規定する常時雇用者とは次の各号の全てに該当するものをいう。

- （1） **操業又は事業を開始した日の前後1年以内に雇用された者のうち、その雇用が1年を超えて継続している者（操業又は事業を開始した日の前1年以内に雇用された者の雇用期間を確認する始期は、操業又は事業を開始した日から起算するものとする。）**であること。

(2) (省略)

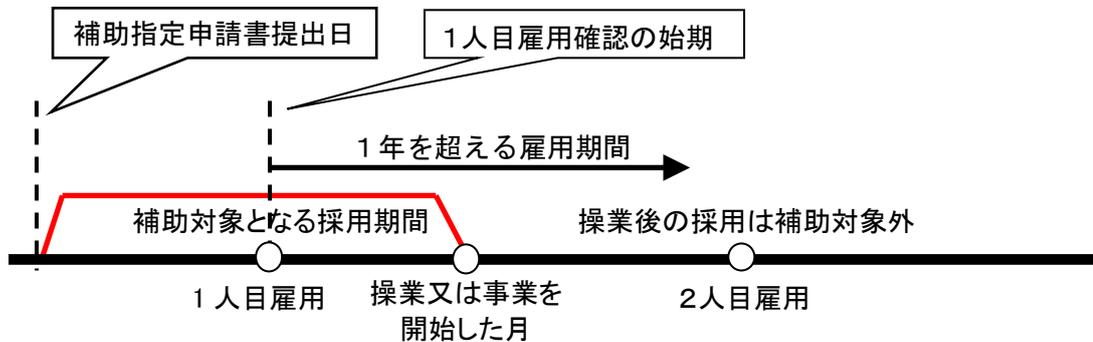
(3) (省略)

(4) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第 39 条第 1 項の確認を受けた者であること。

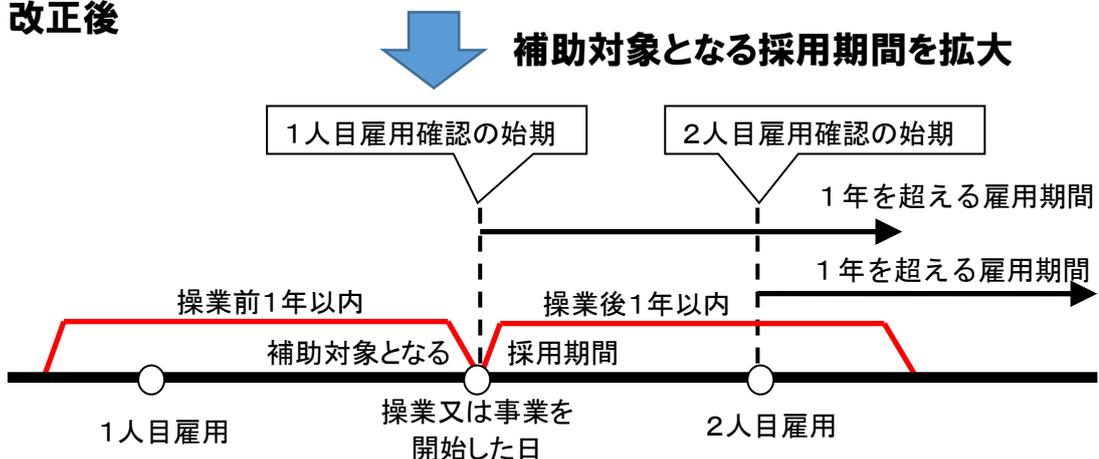
(5) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第 18 条第 1 項の確認を受けた者であること。

### <補助対象となる採用期間の考え方>

#### 現行



#### 改正後



新たに従業員を雇用する時期については、現行の条例では補助指定申請から操業日までの間としているが、今後の雇用情勢を見据えて人手確保には時間を要すること、また、操業前に技術習得など研修を受ける準備期間も必要なことから、改正後は操業日の前後 1 年以内に採用した者を補助対象とする。操業日を確認する為、事業者は操業開始届を提出するものとする。

## 改正案

### (現行)

#### 条例

##### 第4条

- (3) 前条第1項第2号の規定により、新たに雇用された従業員の数に24万円を乗じて得た額の範囲内で、基準年度に限り補助金を交付するものとする。ただし、補助金の対象となる従業員は、市内居住者に限るものとし、当該市内居住者が2人以上でなければならない。

### (改正後)

#### 条例

##### 第4条

- (3) 前条第1項第2号の規定により、新たに雇用された従業員の数に規則に定める金額を乗じて得た額の範囲内で、基準年度に限り補助金を交付するものとする。ただし、補助金の対象となる従業員は、市内居住者に限るものとし、市内に居住する従業員が2人以上でなければならない。

#### 施行規則

第8条 条例第4条第1項第3号の規則に定める金額は、別表2に掲げるとおりとする。

(別表2)

新たに雇用された従業員の区分	補助金額	備考
市内在住の従業員	1人につき 24万円	事業所内の配置転換によるものを除く。
転入した従業員 (単身)	1人につき 30万円	事業所内の配置転換によるものを除く。転入した日は、採用した日の前3ヶ月以内とする。
転入した従業員 (家族を有する)	1人につき 36万円	同上